

第九十一回
貴族議會院

皇室經濟法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案
○皇室經濟法案

伯爵	前田	利男君
男爵	杉溪	由言君
公爵	島津	忠承君
侯爵	西鄉吉之助君	
子爵	大谷	正男君
子爵	加藤	泰通君
子爵	六角	英通君
子爵	北條	雛八君
子爵	綾小路	護君
子爵	齊藤	齊君
男爵	白澤	保美君
男爵	荒川	文六君
男爵	霜山	精一君
男爵	奥田	剛郎君
男爵	佐竹	義履君
男爵	中村	貞之君
男爵	西	酉乙君
種田	虎雄君	
名取	和作君	
高橋龍太郎君		
徳田	昂平君	
竹中藤右衛門君		
橋本萬右衛門君		
渡邊	三郎君	
中島徳太郎君		
重宗	雄三君	

是から會議を開きます、法案の説明を伺ひます

議決に基かなければならぬと云ふことになりまして、皇室と皇室の外との

と云ふことになる譯であります、そこで左様な皇室用材産と云ふ考が定まり

産に付て起ることもある譯でありまして、それを一様に國會の議を経ると云ふ

10

委員氏名

委員長，伯爵前田利男君
副委員長，男爵杉溪由言君
公爵島津忠承君

侯爵

子爵

男爵

奥田 佐竹 中村 西種田 名取 龍喬高

高木賀
德田

渡邊
中島德

卷一百一十五

十一日

○委員長(伯爵前田利男君) 日)午前十時三十七分開會

皇室經濟法案特別委員會議事速記錄第一號

昭和二十二年十二月二十一日

貴族院

で左様な皇室用財産と云ふ考が定まりますと、それでは此の皇室用財産を定めましたり、又其の定めを解きまするにはどうすれば宜いかと云ふ問題が起りまして、是は皇室經濟會議と云ふ一つの公の會議の議を経て出来ると云ふことを明かに規定する必要がありますして、それが此の第一條の一つの眼目となつて居る譯であります、尙既に此の皇室經濟會議と云ふものを拵へますと、更に其の經濟會議には特別な色々な權限を加へることが必要でありますて、其の一つの權限は、此の皇室經濟會議が皇室用財産に付きまして色々の調査をすると云ふことを規定を致しました、將來皇室用財産に關しましての扱ひ方が完全に公正が保たれまして、一般の疑惑を惹くこともなく、手續の上に間違ひも起らない、斯う云ふやうな風に考へた譯であります、それから第二條に於きましては、是は今條文とは全然別のある問題でありまするが、憲法第八條に於て、今回新たに設けられました財產の授受に關することの規定でありまするが、此の日本國憲法第八條に於きましては、曩にも申しましたように、皇室から民間に移る財產民間から皇室に移りまする財產の其の動きに付きまして、國會の議決を經なければならぬと云ふことになつて居る譯であります、處が斯様な財產の動き方と云ふものは大小様々でありまするが、はば果物一籠の問題もありまするし、例へば又大きな何十萬圓と云ふやうな財産に付て起ることもある譯でありますて、それを二様に國會の議を経ると云ふことは甚だ不便な結果になる譯であります、此の事は憲法改正の當時に於きましたが、大體の方向を適當な機智に述べたと存じて居りまするが、斯様な複雑な財産の動き工合に付きまして出来ただけ簡便な、實際に適する方法を考へなければならぬと云ふ風の著想から致しまして、色々の項目を分けまして斯う云ふ場合は何等の手續を要せらずしてやつても宜い、又斯う云ふ場合には皇室經濟會議の議を経ただけ財産の移動をやつても宜しい、而して最後の場合には國會の議に一つ／＼掛けなければならぬと云ふ、此の三段の分け方に決めまして、其の範圍を限定した譯であります、それが第二條の中に入つて居るのであります、處が此の第二條は、今申しましたことよりももう少し複雜な規定を含んで居る項目がありまするが、結局それは今趣旨を間違ひのないやうに導くと云ふことだけでありますて、何れ各條に付き御説明を申上げたいと存じまするが、一應略式に財産が動かし得る、斯う云ふことに致しますると、其の法文を濫用する結果と致しまして、例へば金額の少いものは何等の手續を要せずして移動をしても宜いと云ふことにして置きまするところの働きを濫用致しまして、今日も一日、明日も一口と云ふやうな風に重ね合せますと、結局法案の趣旨を没却することにならうと思ひます、又左様な方法に依りまして出来ました金額の

又此の特別規定の趣旨に合はないことにもなります、そこで云ふ所に於きまして間違ひの起らないやうに、稍々面倒ではありますけれども、詳細な規定を設けた譯であります、次に第三條から第六條迄に規定して居りますのは、是は憲法の八十八條の規定に隨ひまして、豫算を以て皇室費を計上するのでありまするが、其の中味を茲に於きましてはつきりさせまして、詳細なる基本原理を樹立した譯であります、そこで皇室費を先づ三つの費目に分けるのでありますて、即ち内廷費と云ふものと、宮廷費と云ふものと、皇族費と云ふものと云ふ風に分けまして、さうして此の三つの費目は、支出の目的も異つて居りまするし、又其の費用を算出致しまする方法等も異つて居りまするので、それに付きまして規定を加へた譯であります、大體の著想は、内廷費と申しまするのは御手許金と云ふやうな意味に當るのであります、それから宮廷費と申しますのは、それよりも、公務に直接ではないにしても、相當の程度に於て關係をする、詰り半公半私と云ふやうな意味のものを規定して居るのでありますて、例へば外國使臣を見せらるゝやうな場合の宮中の御取扱に關する経費と云ふやうなもののが一つの例になる譯であります、それから皇族費と申しますのは、古くは皇族歳賛と云ふ言葉を使って居たことがあり、或は現にもあるかと存じまするが、詰り皇族方の御手廻りの經費を支辨する費目として居る譯であります、斯様な種類のものの金額は、物價の激しい變動、其の外色々な事情に依つて變り得るものでありまするが故

普通の國民が持つて居るやうな私有財産、是が一項目でありまして、それは今後一般の民法等の法律の規定に依つて處理せられて宜からうと思ひます。處が他の一面に於きまして皇位に非常に密接な關係がありまして、一般の私有財産の移轉の原則に依りましてそれを皇室の公の財産と考ふることの出来ない、御位のある所に此の財産が歸屬すると云ふやうな風であるものでありますながらも、色々な理由に依りましてそれを皇室の公の財産と考ふることの出来ない場面がある譯であります。其の中の代表的なものとして今考へて居りますのは、三種の神器と言はれて居ります神器であります。其の他にも尙考ふべきものがあらうかと存じて居ります、まだ色々の事情がありまして具體的に其の範圍は決定は致して居りませぬ、さう云ふものがありますが、是は私有財産ではありまするが、公的性質の非常に強いものであります。特別に第七條にそれを規定した譯であります、それから第八條から第十一條迄の間に於きましては、是は又謂はば手續に關するやうな規定であります事の鄭重を期しまする爲に皇室經濟會議と云ふものを設けまして、運營に付て何等の誤りなきを期して居るのでありまするが、此の皇室經濟會議がどう云ふ目的を持つて居るものであるかと云ふ點に於きまして、此の條文はあちらこちらに分散して居りまして、一口に纏つては居りませぬけれども、色々な意味を持つて居ると存じます、一つは、第一條の面に於きまして、今度の皇室用財産と云ふものに付きまして間違ひのないやうに公正にそれが取計はれ行くと云ふことを見張つて居ると云ふやうな役目を持つて居るのであります

せぬのは、何しろ皇室の御経費と云ふものを國に於て適切な量を計算致しますと云ふことは、國の方としても自然細目迄分りにくい事情がありますが、あれども皇室の方から之を御請求になると云ふことも實際の上に於ては可なり滑かに行かないと云ふやうなこともありますらうと思ひます、例へば現在の皇室費が四百五十萬圓で出來、是が憲法施行後唯一回變つただけでありまして、固定して居るのであります、さう云ふ風になりますると、結局皇室の經費の適正を期し難いのでありますて、それに付て始終注意をして居つて、經費の必要等に付て意見を述べ、政府の注意をはつきり喚起し、又國會の注意をも引くやうに順序があつた方が工合が好いのであります、さう云ふことも皇室經濟會議は一種の役割として居る譯であります、そこでその著想から此の皇室經濟會議の組立て方、詰り構成員と云ふものも決つて参りまするし、其の運營の仕方と云ふことも決つて來る譯であります、そして、大體組立は衆議院及び參議院の議長、副議長、内閣總理大臣、宮内府の長並に會計検査院の長と云ふ八人を以て組織することにして居ります、是は皇室典範の方に規定して居りまする所の皇室會議よりは少し組立てが違つて居ります、と申しまするのは皇室典範の方には裁判的、司法的と云ふ意味が相當にあるのですが、こちらは其の部分が稀薄でありまするので、さう云ふ方面の人を除いて居ると云ふやうな點、それから先程ちよつと落しましたが、大藏大臣がこちらには關係をして居る、斯う云ふやうな點が經濟と云ふことに密接して居る譯で

と云ふものは、是は皇室典範の方の皇室會議とさう違ふ譯もございませぬので、そちらの方の規定を準用致して居る譯であります、それから次に附則の方に参りまして、まあ此の施行は當然に日本國憲法施行の日からあることは、是はもう申す迄もございませぬが、それと同時に其の切換への時に於きまして現在の皇室財産の中からはつきり混ざりながら一つの性質になつて居ります、五月三日からは判然皇室用財産と云ふものが出て來るのであります、其の切換への時には今申しました皇室經濟會議はまだ出來て居りません、で皇室經濟會議の議に依つて其の財産の確認をすることが出来ない譯であります、で此の附則に於きましては、第二項に於きまして、其の皇室經濟會議の議を経ることなくして直ちに皇室用財産になると云ふ風の規定を設けて居ります、是は経過の場合として已むを得ないのであります、處がさうなりますするた譯であります、處がさうなりますするとの問題と致しまして、將來は皇室經濟會議が此の財産に付て責任を持つたのであります、斯う云ふ問題が起り得るのであります、それは目下暫定の方法と致しまして、此の經濟法が完全ではないか、斯う云ふ問題が起り得るのであります、それが目下暫定の方法と致しまして、此の經濟法がまだ施行されませぬ間に、此の問題に關係を持つて居りますする各省の職員及び貴衆兩院の議員の方等に關與して、戴いて、謂はば皇室經濟會議の前身ともなるべき稍々小規模の委員會を挙げまして、其の委員會の議を求めて誤り

なきを期したい、斯う云ふやうな風に考へて居る譯であります、其の外の經過規定は、是は極く簡易なことであります、特に御説明を申上ぐる程のことをないと存じて居ります、大體今迄説明を致しました其の事柄の骨子ととなりますものは、曩に臨時法制調査會議を設けまして、各方面の方から御意見を拜聴しまして、それに依つて決つた所を骨子として、之に幾分其の後の研究の結果を加へて居る次第でありまするが、何分宜しく御審議を願ひたいと存じます。

○委員長（伯爵前田利男君）此の際何か政府に参考資料を御要求になるなら仰つしやつて戴きます。

○大谷正男君 是は質疑の方法はどんな風になさいますか、各條に付でですか、全體に付でですか、どう云ふ風になりますか、此の際御決めになつて置いた方が宜いのではないかと思ひます

○委員長（伯爵前田利男君）ちよつと速記を止め。

〔速記中止〕

○委員長（伯爵前田利男君）速記を始め、それぢや引續いて御質疑を願ひます

○大谷正男君 只今國務大臣から詳細な原案の御説明がありましたので了解致しましたのであります、尙少し御尋ねして見たい、先づ第一條の皇室用財産を公用財產共の他に分ける、是は今後の皇室經濟會議が決めると云ふ御話であつたのですが、其の前に私有財産とその他のものを分ける、斯う云ふことに付ては今御説明がありましたが、初めて了解致しました、是は此の本案施行迄の間に一切完了をして、それから次に今の皇族經濟會議が改めて

皇室用財産とその他のに分けるやうにす
る、斯う云ふやうな御話のやうであります、大體さう云ふ風に了解して宜し
いのでありますか

○國務大臣（金森徳次郎君）はい

○大谷正男君 さうすると、皇室經濟
會議が正式に決めると云ふ時期は、準備としてですな、憲法の準備のことは爲し得る、施行迄の中に經濟會議が正式にやる、さういふことは出来る譯なんですか、兎に角憲法が施行されてから早速早期にやると云ふことになるのでありますか、ちよつと憲法との關係を……

○國務大臣（金森徳次郎君）御尋の點
は全く御尤もと存じて居ります、此の憲法が五月三日に施行されますると、其の瞬間に現在の皇室の財産は新憲法の趣旨に合ふやうに動かなければなりません、そこで現在の皇室に關しまする財産は、先にも申上げましたやうに色々な種類のものを含んで居りますけれども、それを憲法が行はれますする前にどうすると云ふことは出來ませぬ、新憲法が行はれる瞬間に、謂はば自動的に切り換へて行くやうな構想を用ひませぬと、法律が動かない譯であります、そこを考へまして計畫を立てたのでありますするが實際の道行は、それに至りまする前に、此の財產稅法の關係に依りまして、相當の財產が國の方に移つて居るのでないかと豫想して居ります、さう致しますると、其の切換へて居ると思ひます、可なり少いものになつて居りまするやうな御話のやうであります、大體さう云ふ風に了解して宜しいのでありますか

考へて居りまする皇室用財産なるものはつきりと残らなければならぬ、それからそうでもない純粹に國に移るものも區別しなければならぬと云ふことになりますると、そこに境界線が二つ出来て来る譯であります、そこで産との境界線、それから一般の國有に行く財産との境界線、其の二つの境界線が出来て来る譯であります、そこでその境界線を精密に見分けまして、是はどの部類に屬するかと云ふことを決めて置きませぬと、五月三日に自動的に財産が確定して行くと云ふことに不便であります、そこで其の準備はどうしても其の前にして置かなければなりません、先に申上げましたやうな、經濟會議の少し小さい仕掛けのやうな會議を、勿論法律には依らない別の手續で作りまして、それに依りまして宮内關係、政府關係等の人の智慧と、それから民間の人達の公正なる判断をそこに網羅しまして、すつかり準備をして置きましたして、五月三日になりますと、憲法の解釋に依つて自動的に其の變化が起つて来ると云ふやうに考へて居ります、此の皇室經濟法の附則の第二項の所に「皇室經濟會議の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。」皇室財産が出来ることが書かれています、處で私有財産と皇室財産との境界點をどうするかと云ふことは、是はなければならぬことでありますけれども、如何にも法律に書いてそれを見分けると云ふことはをかいものでありますから、是は實行行爲として境界線として行くと云ふ、斯う云ふ方法を執つて居る譯であります、なか／＼切換へと云ふことは非常に機微の點がありますから、さう云ふやうな方法でやつて行き

たいと計畫して居る譯であります
○大谷正男君 了解致しましたが、今
御話の皇室の私有財産と其の他の財
産、即ち公有財産、國有財産とを區別す
ると云ふ、それは私の機關と云ふか、
私の機關では勿論ないが、表面官制に
依らざる……是は官制をお作りになる
のですか

○國務大臣（金森徳次郎君）それは官
制に依りますか、依りませぬかと云ふ
ことは、まだ未定にして居ります、そ
れは官制に依るのが正式だと思ひます
けれども、少しそれを用ふることの困
難なる事情も一面に於て考へて居りま
す、只今の處まだはつきりして居りま
せぬ

○大谷正男君 そこで其の私有財産と
其の他のを分けると云ふことは、實は國
の機關として、國の機關が決めるに云
ふことではなく、段々御話のやうに、
皇室側と國との機關が相談して決める
と、斯う云ふやうなことかとまあ了解
するのですが、國の機關としてそれを
おやりになるか、そこがはつきりまだ
決まらないかのお話のやうであります
す、これは詰り國有財産と、其の他純
然たる私有財産と區別すると、斯う云
ふ譯なんですから、詰り皇室側と國の
機關とが相談をする、斯う云ふ風な性
質になるかと思はれます、其の點は
が、皇室の財産の所有範囲と云ふもの
を、國が決めることは出來ないです、
それは筋違ひです、併し公の財産は國

とどうかと思ひますが……

に持つて來ると云ふので、さう云ふ規定がありますので、現實に於て其の境界線を認定しなければなりませぬ、憲法の解釋を現實の姿に移すと云ふことになると、境界線の認定が起つて来ます、それをやるのが國の建前だと思ひます、けれどもさう云ふことを國が勝手にやつたら、きっと不適當な結果が起りますから、此の委員會は實質に於きましては、相談をすると云ふ意味を多分に含んで居ります、併し表向きに正確に申しますと、境界線として國で必要な範圍を認定すると云ふことは、國の責任であります、實際の運用には、密接な連絡があります、斯う云ふ風に御了解を願ひたいと思ひますが、尙ちよつと附加へますが、第一條の第四項に「皇室經濟會議は、五年を超えない期間ごとに皇室用財産に關し、必要な調査を行い」斯う云ふ規定がございますが、是が矢張りそれに關する權能を持つて居りまして、憲法事項に依りまして、當然に財産が國に移り、其の時は今のやうな法律の超えないのは、一年でも半年でも宜い譯であります、皇室經濟會議が後で、實際の道行を能く調査致しまして、皇室用財產に納めたことが、適當であるかないか、或は皇室財產になるべきものが、側に残つて居るとか云ふことは、意見が立たれる譯で、法律の正式な判斷としては、今、第四項に依りまして、皇室經濟會議が決める、斯う云ふことになります、其の前の今申しました小さい委員會と云ふものは、それよりももつと準備的なものにならうと思つて居ります、それを今の勅令

○大谷正男君 了解致しました、大體さう云ふ風に國の側のみで決めると云ふのでなく、大體相談をして決めると云ふ、實質を持つて居ると云ふ御話であります、さう云ふことで了解致しました、次に皇室經濟會議の性質と言ひますか、段々の御説明で明瞭して居るではござりますけれども、是は御話もあつたやうに、色々な働きをする、是が唯諸間に答へると云ふ機關ではなく、自ら進んで積極的に色々調査する、斯う云ふ風に第一條の四項に書いてある所に依つても、必要な調査を行ふ斯う云ふであります、進んで調査機關を以てやらねばならぬ、是は斯う云ふ經濟會議自體の構成であります、此の構成委員のあらから見ますると、大體各省で調べてやると云ふ、色々な手足を持つて居りませう、ちよつと考へまると是は官内府で色々の事務を扱ふことになると思ふ、官内府ですつかり調べたものを皇室經濟會議にかけて、其の議を経て内閣に報告すると云ふ筋になるのではないかと思つて居りますが、是は經濟二項に書いてありますやうなのは、「皇室經濟會議の議を經ることを要する。」

をと云ふことになりまして、國有財産官廳に於て其の考が起つて来ますと、そこで發案をして、皇室經濟會議の議にかける。丁度今樞密院が、色々な御諮詢に奉答する任務を持つて居られます。が、それと同じやうに其の場合に於きましては、皇室經濟會議が受身の立場を取る譯であります。處が第四項のやうな場合に、皇室經濟會議が、自らの責任として必要な調査を行ひ、内閣に報告すると云ふことになりますと、是は少くとも法の建前に於きまして、皇室經濟會議が自發的に行動をする、極めて公正なる立場に於きまして、自發的に行動すると云ふことになるのでございまして、働き工合には受身の場合と、積極的な立場と二つあらうと思つて居るのであります。左様な點を考慮致しますると、制度の表に於きましては、經濟會議は獨立したものであります、宮内府の直接の關係のものではない、斯う云ふことにならうと思ひます、併し實際此の委員だけで事實經濟會議が動く譯はございませぬので、其の幹事役、所屬の事務局と云ふ風な役割を勤むる者が、別に出来ることになりましたして、さう云ふ者の中には、關係廳の人が勿論入つて、宮内府の關係者、最も能く了知して居る人達が、此の中に入る。斯う云ふことになると思ひます、其の責任は經濟會議の所管の系統は、内閣に屬するのでありますと、内閣の責任で、ものが動いて行くと云ふことになるかと考へて居ります。

すが、附則の二項に、此の法律施行の際、現に皇室の用に供せられて居る從前の皇室財産で、國有財産になつたものは皇室會議の議を経ることなく皇室用財産とする、斯う云ふ風になつて皇室の用に供せられるが、現は皇室の用に供せらるて居る從前の皇室財産と云ふのは、今の皇室財産と云ふものは總て皇室の用に供せられて居るのではないかと思ふのであります、それは憲法が施行になると其の財産が全部國有財産に切換へになる譯なのですが、切換へになると此の規定に依つて、今皇室で使つて居られるものは經濟會議のものを設けて決める云ふ、そこの所をさう云ふ風にしないで、一度憲法施行の際に、現在の皇室財産を全部國有財産にしてしまつて、それから此の一條に基いて其の中ではだけは公用にするとか、是は普通の國有財産にするとか云ふ風に、公用にする財産とさうでない財産を皇室經濟會議を直々作つて、それに依つて決めさせたらいいけれども云ふでせうか、此の二項の規定に依ると、何も皇室經濟會議で決めないで、變なもので、極く私のやうなもので決めてしまふと云ふのが、それがどうも餘り切換への時に少し變になるのぢやないかと思ふのです、寧ろ私の考では、全部國有財産に一度してしまつて、さうして此の經濟會議を開いて、其の經濟會議に依つて是だけの財産は公用の財産にする、あとは國有財産とする、斯う云ふ風に經濟會議で決めて何か不都合があるのでせうか、其の點を一つ

○國務大臣(金森德次郎君)　此の實質的ななる變化は憲法施行の瞬間に、詰り五月三日の午前零時に一切の所謂皇室用財産、皇室の財産、憲法に認めて居りますやうな一切の皇室財産は國有に法律上當然に移つてしまふと思つて居ります、でありますから今の御説の通りに其の財産は全部國有になつて來ると思ひます、さう致しますとその中で一般の國の管理するものと、皇室で管理せられるものとが其の瞬間に實は二つに分けなければならぬ、斯う云ふことになります、處が二つに分けます爲には憲法及び皇室經濟法の豫想して居ります所に従つて、經濟會議を作つて其の組分けをすると云ふことに致しますと、何しろ經濟會議と云ふものは五月三日以後に出來ることを豫想して居りますから、そこで參議院議長を入れる副議長を入れるとかして經濟會議を作るとなりますと、多少時間が掛かる、其の間の中間の時には宮内府が管理するものか大藏大臣が直接管理するものかと云ふ問題が起つて、御住居になつて居る宮殿迄の所屬の責任者が誰か、斯う云ふ問題が起りますから、兎に角多少そこに不自然な所がありますけれども、一應委員會等に依つて經分された所に依つて移り變りを置いて、其の後で經濟會議が出來ますと、第一條の四項であります「皇室用財産に關し必要な調査を行い」之が働いて來まして、さうしていけなければいけないと云ふ意見を立つて、さうしてあとで補正する、事實さう云ふこともなからず思ひますけれども、それで補正する、斯う云ふ風の考を以て之をやつたのであります、それが理窟の表面から

○ 説明なんですが、處が實質に於きましては、そこはもう少しものが複雑なところでもないかと思つて居りますが、理論的に言ふと、多少の議論の餘地が残つて居りますけれども、實際は財産税と云ふことの動き方に依つて此の境界線がはつきり其の行道の中に決つて居つて大して紛糾の餘地もなからう来るのぢやなからうか、是は腹案なんですから、どう云ふ風に變化するか分りませぬが、さうすると現實には決つて居つて大して居る譯です。

○ 霜山精一君 サうすると財産税の徵收に依つて大部分皇室財産が國有財産になる、さうすると此の法律施行の前に國有財産と云ふものになつてしまふ譯ですね

○ 國務大臣（金森德次郎君）左様でござります。

○ 霜山精一君 さうすると現に皇室で公用せられて居る財産に付きましては、國有財產法の規定に依つて何とか始末しなければならぬ譯ですね、さうなるとそれを公用財產にするか普通の國有財產とするかと云ふことは、其の間は矢張り決らぬ譯ですね、憲法施行迄はさうなんでせうか

○ 國務大臣（金森德次郎君）此の憲法施行の前迄は實際の腹の持ち方と、法律の説明と二つ別にして申上げなければなりませんが、實際の動きを別にして、法律的に申しますれば、今御説明になつた通りにならうと思ひます、それから實際の運用に於きましては、さう云ふ紛糾の起らないやうに、國の方でない物を皇室で現在御用ひにならない物で財産税の中身にして充てて行きますれば、あとに殘る物は財産

現實に皇室の用に供せられて居る物は殆ど同じに近いやうになつて行くのぢやなからうかと思ひますからして、實際に於てはそこに困難は起らぬと思ひますけれども、法律的に之を申しますと、現在の皇室の用に供せられて居る財産、例へて申しますと、或御所の一部と云ふものが、國有財産の方へ早くから移つて居ると云ふことも理論的には考へる譯であります、さうしますと國有に移つて居るけれども、尙皇室の用に供せられて居る財産、斯う云ふ部類に入つて來ると思ひます、まあさう云ものが矢張り附則の中に姿を現すこともあり得ると云ふことになります。

○霜山精一君　さうすると財產税で、例へば宮城の敷地が國有財産になつたと云ふやうな場合には、それを現に皇室で以て公用して居られるのですが、其の時にもう既に公用財產になつて居るので……

○國務大臣（金森徳次郎君）或意味に於て公用財產になつて居るので、併し此の皇室經濟法の豫想する皇室財産にはならないのです、それは五月三日に切換へになるのです、

○霜山精一君　まあさうですが、國有財產に所謂公用財產になつて居るので、其の點何か何も委員會のやうなものを作つて、是はどうだと云ふやうな、公用かどうかと云ふことを決める必要はないのぢやないですか、國有財產になる瞬間に、もう公用財產と、國有財產法に所謂公用財產になつて居るのぢやないですか

○國務大臣（金森徳次郎君）それは確かに國有財產法に所謂公用財產になつて居ります、併し皇室の用に供する公

○**龜山精一君**　國有財產法の公用財產の中には皇室に使はれると云ふ意味の公用財產は入つて居るのぢやないですか
○**國務大臣（金森德次郎君）**　そこの點に少し疑惑があるのですけれども、現在の國有財產法の公用財產と云ふものは「國ニ於テ國ノ事務、事業又ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ」と云ふことになりますて、今度まあさう云ふものがありと致しますれば國有財產法に所謂公用財產になつて居るかどうかと云ふことは文字に當てますと……
○**霧山精一君**　其の文字には正確には入りませぬけれども、公用財產と云ふ觀念がそこで違つて居る、公用財產の觀念に入るんだやないかと思ひますね
○**國務大臣（金森徳次郎君）**　それは入ると思ひます、だからさう云ふ風に入ることを固より法律的には豫想して居る譯であります、さう云ふものがありますても、それは國有財產法に云ふ公用財產でありますので、それをはつきり此の法律に謂ふ皇室用財產になるからぬかと云ふことに付きましては、まあ一つの新なる判断が加はる餘地はありませんと云ふことになります、五月三日に正式のものになる、斯う云ふ考であります
○**大谷正男君**　ちよつと今のことに關聯してであります、私今の皇室經濟

涉に依つて、新しく皇室用財産と云ふものが出来て、それは國有財產法に依る……國有財產法第一條ですか、其の性質は公用財產であるけれども、そこにびたり入るのぢやなくて此の特別法に依つて新しく皇室用財産と云ふものが出来たと、斯うまあ了解して居るのですが、それで宜しいのですな〇國務大臣（金森德次郎君） 詰り國有財產法の公用財產の或一つの特別種類と云ふ風なものとして出来ると斯う云ふ風に考へて居ります

○大谷正男君 さう云ふ譯ですな、でありますから、今の其の他の特別法に據らざることは、皆國有財產法の適用になる譯でありますから、で今霜山委員から御話があつたやうに、財產税の關係からして國に移つてしまつたものの、それはもう既に實質上に於ては皇室用財產になつて居るけれども、併しこ處の經濟法の謂ふ皇室用財產ではないから、例へば宮殿の一部がも、國に移つて居る、併しながらそれは御使用になつて居る、法律に依らずして御使用になつておいでになると云ふ事實上の問題と斯う了解して宜しいのですか

○國務大臣（金森徳次郎君） 左様でございます

○大谷正男君 ちよつと續いてお尋ね致しますが、第四條の第二項の御手元金と云ふもの、是は先刻御説明があつたやうに是はまあプライベートのものになる、宮内省の經理に屬する公金のあらずと、斯う云ふことになつて居りますが、全然私有財產と云ふことになつて、是は、支出せられたと云ふことは、會計検査の對象になるか、其の内容即ち如何に使用せられたかと云ふ

○國務大臣(金森徳次郎君) 左様でございます、併しそれに付きまして皇室經濟會議が此の法律の許す範圍に於て若干の關係を持つといふことは云へませんけれども、國の方面に於きましてはもう手放し、斯う云ふ考になつて居ります

○大谷正男君 少くも會計検査の對象にはならぬと、斯う云ふものでござりますな

○國務大臣(金森徳次郎君) 左様でござります

○大谷正男君 それからそれに關聯致しまして第二條に戻るのであります、二條で「賜與する」財產を譲る御手許に差上げたもの、其の中からの賜與と云ふそれも皆入る譯なんございませうか、念の爲に……

○國務大臣(金森徳次郎君) 此の皇室關係に於て賜與が起りまするのは、二つの場合があらうと思つて居ります、一つは宮廷費の方です、宮廷費の方の豫算で賜與せらるゝ場合もあらうと思つて居ります、一つは御手元金、内廷費として一括して支出せられましたから賜與せらるゝものもあらうと思つます、更に今一つの場合を考へますと、此の經濟法の中に全然現れて來ない所の皇室の私有財産、例へば蓄積です、其の蓄積の中から賜與せらるゝともあらうと思ひます、其の總ての相合を第二條の所では「賜與」としてやへて居る、斯う云ふ風に考へて居ります

○大谷正男君 さうすると純然たる私有財産に付てもそれの制約を受ける、さう云ふ譯ですか

○國務大臣(金森徳次郎君) 左様でございます

○大谷正男君 此の宮廷費であります。が、五條に掲載せられて居ります此の宮廷費と云ふものの大體の費目であります、先刻御説明もあつたのであります、外賓を接待する其の一例としてお示しになつた、其の外今賜與の方面のお答があつたのであります、是は大體の費目をちよとお示し願へませうか

○國務大臣(金森徳次郎君) 大體まだ

是等の金額の費目及び其の内容に付きましては、關係官廳間に於て現在全く準備時代であります、正確とは申上

げ兼ねますけれども、大體宮廷費とし

て考へて居りますのは、一つは儀典費詰り儀式の費用

○大谷正男君 何ですか

○國務大臣(金森徳次郎君) 儀式、典禮の費用と云ふものを、まあ第一目と

ましては、關係官廳間に於て現在全く

お示しになつた、其の外今賜與の方面

ると、營繕の費用とか、用度の費用とか、施設を致しまする費用とか云ふものが念頭に置いて居ります、それから第五目と致しまして、物を與へられました時の経費、賄賂の費と云ふものを豫想して居る譯ではございませんが、例へば慶弔に關しまする御使用的な如きものが、稍々公式な意味を持つて居ります部分は、茲に屬して居るものと考へて居ります、五項目位を今念頭に置いて居ります

○大谷正男君 それに對しまして先刻

の宮内府の費用であります、第三條に掲げる三つの費目以外の宮内府の費用、是はまあ廳舍の費用であるとか色々なものがありますが、此の宮廷費

の管理費と云ふやうな、さう云ふのと區別がつかないやうなものが隨分あるかと思ふのであります、又入件費に付てもさう云ふ風なことかと思はれますし、まあ一例を申しますと、御料の自動車と廳用のあれとが、隨分同じやうに管理されて居るのが、此の宮廷費の費用と云ふのと、宮内府の費用と隨分境目のむつかしいものが澤山あるものとまあ想像されますのですが、さう云ふ方面に付ては大體の見透しはついで居られる譯でございませうか

○國務大臣(金森徳次郎君) 斯う云ふ

七條の「由緒ある物」と云ふことに付て御尋ね致しますが、是は先刻御説明

がありまして、私有財産を二つに分けたので、普通の私有財産と其の他の皇位に關聯のある特別のもの、後者の方を第

七條に規定したやうに御話がありま

すが、尙例として三種の神器のことを御話になつたのであります、主として三種の神器のことを規定され

たものと了解致しますが、其の他何か

居ります、宮内府の費用と致しましては、是も國有財產に移すと云ふことは、何か聯想上のを念頭に置いて居ります、それから交際費、雜給と云ふやうな風のことをする時の経費、賄賂の費と云ふものを豫想して居る譯ではございませんが、例へば慶弔に關しまする御使用的な如きものが、稍々公式な意味を持つて居ります部分は、茲に屬して居るものと考へて居ります、五項目位を今念頭に置いて居ります

○大谷正男君 例へば何ですか、宮内

府の廳舍の管理に屬するやうなものと云ふ廳舍の方に入れてしまふ、宮殿

とか、さう云ふ風な意味でなくて、さ

う云ふ廳舍の費用等も宮廷費の方でや

すか

○國務大臣(金森徳次郎君) さう云ふ

やうには考へて居りませぬ、矢張り宮

内府と云ふものの廳舍は宮内府費で出

すのが本筋のものであります、實際のものが兩方の性質を持つて居れば別

であります……と申しますのは、今

回の考へ方に於きましては成るべく一

般の行政費の形の中に費用を收めて行

ふ風に致しますと、どうしても神器

などは、信仰と云ふものと結び付いて居りまする爲に、國の方にそれは物的

關係に於ては移つてしまふ、それに籠つて居る精神の關係に於ては皇室の方に置くと云ふことが、如何にも不自然な考が起りますて、取扱上の上にも面白くない點があると云ふのでありまするが故に、宗教に關しまするものは國の方には移さない方が宜いであらうと致しますと、皇室の私有財産の方に置くより外に仕様がない、こんな考

察も出來て來ます、さう云ふ點から考

へて行きますと、矢張り此の第七條

の方面に移す方が宜いのではなからう

かと云ふ考が起つて来まするが、尙之

見ますると、是は歷代の皇室に非常に密接な關係のあるものであると云ふ觀

察も出來て來ます、さう云ふ點から考

へて行きますと、矢張り此の第七條

の方面に移す方が宜いのではなからう

かと云ふ考が起つて来まするが、尙之

見ますと、是は保存の面に於

ます、と申しますのは、保存の面に於

ます、と申しますのは、保存の面に於

ます、それから是は私はまだ詳しいこ

とあります、それから是は私はまだ詳しいこ

とあります、それから是は私はまだ詳しいこ

とあります、それから是は私はまだ詳しいこ

な面の財産に於きましては、是も國有財產に移すと云ふことは、何か聯想上のを念頭に置いて居ります、それから第五目と致しまして、物を與へられました時の経費、賄賂の費と云ふものを豫想して居る譯ではございませんが、例へば慶弔に關しまする御使用的な如きものが、稍々公式な意味を持つて居ります部分は、茲に屬して居るものと考へて居ります、五項目位を今念頭に置いて居ります

居ります、宮内府の費用と致しましては、是も國有財產に移すと云ふことは、何か聯想上のを念頭に置いて居ります、それから第五目と致しまして、物を與へられました時の経費、賄賂の費と云ふものを豫想して居る譯ではございませんが、例へば慶弔に關しまする御使用的な如きものが、稍々公式な意味を持つて居ります部分は、茲に屬して居るものと考へて居ります、五項目位を今念頭に置いて居ります

ぶ點に付てはどうしたら宜いかと云ふことも考へなければなりません、あちらこちらの意見を聞き、是は希望では決められないでの、矢張り法律的に純理上憲法の精神に顧みて正しい所へ決めなければなりませんが、併しそれをまあ色々な角度から意見を求めて居る譯でありまして、此の間あたり衆議院の委員會等の皆様方の希望として、矢張り此の第七條に入れて、維持なんかにも特別扱ひにした方が能く保存出来るのではないかと云ふ御意見もありまして、傾聽して引下つて、答ははつきり言はなかつた、斯う云ふ段階になつて居ります。

○大谷正男君 色々御話あつて、先づ是は皇太子が受ける、是は矢張り七條に依つて皇位と共に皇嗣が之を受けれる、之に依つてあれでせうか

○國務大臣(金森徳次郎君) 私はこち

きちよつと伺ひ漏しましたが、御劍に

特別なものがあるやうに伺ひました、

例へば壇切の御劍のやうなあゝ云ふ、

これは皇太子が受けれる、是は矢張り七條

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと申し落しましたが、第七條の財産と云ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產の中では是だけは特別のものにするかと云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと

申し落しましたが、第七條の財産と云

ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し

之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產

の中では是だけは特別のものにするかと

云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと

申し落しましたが、第七條の財産と云

ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し

之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產

の中では是だけは特別のものにするかと

云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと

申し落しましたが、第七條の財産と云

ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し

之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產

の中では是だけは特別のものにするかと

云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと

申し落しましたが、第七條の財産と云

ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し

之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產

の中では是だけは特別のものにするかと

云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

ならぬのであります、それは此の法律

一箇條だけでは動かないと思つて居り

ます、之に對しまして然るべき客觀的

になりますと、矢張り其の財産は天皇

の方は具體的に能く知らぬものです

から能く分りませぬけれども、矢張り

立太子の時に授與せられると云ふこと

云ふ風に考へて居ります。

○大谷正男君 まだ第七條の適用に付

ては是からの御相談と云ふことになる

譯ですね

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと

申し落しましたが、第七條の財産と云

ふことは、謂はば法律で「皇嗣が、これが受けられる」と書いてあります、併し

之を實行面から申しますと、今申しま

した通り第一に、如何にして皇室財產

の中では是だけは特別のものにするかと

云ふ見分けが必要になつて來ます、そ

れから今度見分けた結果は誰が見ても

疑ひのないやうにはつきり登録をする

と云ふことが必要になつて來ます、そ

れから左様な扱ひをした限りは、今

租税の關係等に於きまして、恐らく是

は矢張り特別に考へられて然るべきも

のと思つて居ります、又さう云ふ風の

貴重なるものを保存するには何か特別

の注意が要ることになりますが、是は

純粹の皇室財産に屬することは属しま

すけれども、國家の面から申します

と、今のやうな相續關係等に於きまし

て疑ひなきはつきりした根據を與へな

ければならぬ、若し又租税免除と云ふ

ことになりますれば、租税法上の特例

をなすと云ふやうな點に付て國家が關

係を持つて居る、それから皇室部内の

關係に於きましても、其の財産の所屬

に付て疑ひが起つてはならぬと云ふや

うな點に付きまして色々考へなければ

大臣が事故のある時には大臣が出る、

會計検査院長が差支へあつた場合には内閣總理大臣の指定する他の官吏が出て来る、斯う云ふやうな譯であつて、

どうも副議長は豫備の時に出られるとして云ふやうな形ならば何であるが、此の法規で規定する場合に、其の點は體を得たものであるかどうかと云ふ點に疑問を持つた譯でありますか、今的第一

黨の代表者、第二黨の代表者と云ふ意味から申しますと、多少納得される

點がある譯ですが、それは政治的の意味であつて、法律的事から申しますと、尙疑問を持つて居るのであります。が、まあ其の點はそれで打切ります。

○委員長(伯爵前田利男君) 御異議がございませうか、本日は此の位の所で：

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伯爵前田利男君) 御異議がなれば明日午前十時から委員會を開きます

午後零時二分散會
出席者左の如し

委員長	伯爵 前田 利男君
副委員長	男爵 杉渙 由言君
委員	

侯爵 西郷 吉之助君	大谷 正男君
子爵 北條 勇八君	齊藤 齊君
子爵 霜山 文六君	中村 貫之君
男爵 佐竹 精一君	種田 虎雄君
男爵 中村 貫之君	竹中藤右衛門君
橋本萬右衛門君	高橋龍太郎君

國務大臣

國務大臣 金森鶴次郎君

政府委員

法制局事務官

桐山 隆彦君 渡邊 佳英君

同

井手 成三君